

**改正**

昭和34年12月15日 条例第32号  
昭和34年12月15日 条例第35号  
昭和35年 4 月 1 日 条例第 1 号  
昭和35年 6 月27日 条例第11号  
昭和35年12月23日 条例第21号  
昭和36年 9 月26日 条例第33号  
昭和37年 6 月25日 条例第16号  
昭和38年 3 月27日 条例第 8 号  
昭和38年 7 月15日 条例第28号  
昭和38年 9 月30日 条例第31号  
昭和38年 9 月30日 条例第39号  
昭和38年12月24日 条例第45号  
昭和39年 3 月30日 条例第22号  
昭和39年 3 月30日 条例第41号  
昭和39年10月 8 日 条例第56号  
昭和39年12月28日 条例第59号  
昭和39年12月28日 条例第61号  
昭和40年 3 月30日 条例第14号  
昭和40年 6 月 1 日 条例第21号  
昭和40年10月 4 日 条例第34号  
昭和42年 4 月 1 日 条例第 3 号  
昭和42年12月25日 条例第26号  
昭和44年 3 月31日 条例第 6 号  
昭和44年10月14日 条例第30号  
昭和45年 3 月31日 条例第 7 号  
昭和45年10月 3 日 条例第28号  
昭和46年 3 月31日 条例第19号

昭和46年 9 月 7 日 条例第41号  
昭和46年12月15日 条例第67号  
昭和47年 9 月 28日 条例第33号  
昭和48年 3 月 10日 条例第 3 号  
昭和48年12月19日 条例第48号  
昭和53年 3 月 29日 条例第 7 号  
昭和54年 3 月 29日 条例第 8 号  
昭和56年 3 月 11日 条例第 1 号  
昭和56年 9 月 26日 条例第28号  
昭和57年 3 月 31日 条例第 3 号  
昭和59年 9 月 26日 条例第26号  
昭和60年 6 月 21日 条例第14号  
昭和62年 3 月 27日 条例第16号  
平成 3 年 6 月 20日 条例第11号  
平成 6 年 3 月 26日 条例第 6 号  
平成 7 年 3 月 25日 条例第 2 号  
平成11年 3 月 26日 条例第 6 号  
平成12年 3 月 25日 条例第10号  
平成12年 3 月 25日 条例第11号  
平成12年 9 月 28日 条例第40号  
平成12年12月20日 条例第44号  
平成13年 3 月 24日 条例第10号  
平成14年 2 月 28日 条例第 9 号  
平成15年 7 月 1 日 条例第24号  
平成15年 8 月 21日 条例第27号  
平成15年12月19日 条例第34号  
平成16年 3 月 20日 条例第 7 号  
平成16年12月18日 条例第30号  
平成17年 3 月 24日 条例第12号  
平成17年 6 月 27日 条例第17号

平成17年10月 5 日条例第32号

平成18年 6 月28日条例第19号

平成19年 2 月22日条例第 1 号

平成20年12月19日条例第50号

平成24年 6 月28日条例第28号

平成25年 9 月28日条例第28号

平成26年 9 月27日条例第20号

平成30年 6 月28日条例第27号

平成30年12月19日条例第43号

平成31年 3 月21日条例第 9 号

### 附属機関設置条例

(設置及び組織)

**第3条** 本市は、別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表右欄に掲げるとおりとする。

#### 別表 (第3条)

附属機関					
附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市営霊園建設委員会	市営霊園の建設を円滑に遂行し必要な事項を市長に答申し又は建議すること	会長 副会長 委員	1 学識経験を有する者 2 市の職員	12人以内	2年
都市総合開発審議会	総合開発に関する対策を審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること	会長 副会長 委員	学識経験者	25人以内	2年
公営住宅建築委員会	公営住宅の建築を円滑に遂行し必要な事項を市長に答申し、又は建議すること	委員長 委員	1 学識経験を有する者 2 市の職員	4人以内	1年

住居表示審議会	住居表示整備の実施に関し調査及び審議を行い、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること	委員長 委員	常任委員	10人以内	2年
			1 学識経験者 2 市の職員		
			特別委員	実施区域ごとに7人以内	実施区域の特別事項の調査 審議終了まで
			1 学識経験者 2 市政協力員		
木更津市史編集委員会	市史編集計画の審議と調査を行い、事業遂行に必要な事項を市長に答申又は建議すること	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 市の職員	10人以内	2年
合併調査研究委員会	市町村合併を円滑に遂行するために必要な事項を市長に答申又は建議すること	会長 副会長 委員	1 市議会議員 2 関係行政機関の委員及び公共的団体を代表する者 3 知識経験者 4 市政協力員 5 市の職員	30人以内	2年
下水道事業審議会	本市の下水道事業計画及び受益者負担について審議し、必要な事項を市長に答申又は建議すること	会長 副会長 委員	1 市議会議員 2 学識経験者 3 受益者代表 4 市の職員	25人以内	2年
行政改革推進委員会	本市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	会長 副会長 委員	学識経験者	15人以内	3年
下水処理場漁	下水処理場の放流水に	委員長	1 市議会議員	9人以内	2年

業関係委員会	関し、海域における漁業環境の保全について必要な事項を市長に答申又は建議すること。	副委員長 委員	2 学識経験者 3 関係漁業団体の役職員 4 市の職員		
木更津市男女共同参画推進委員会	男女共同参画の促進に関し、市長の諮問に応じ、調査、審議するとともに、その実施について建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体の代表 3 公募	20人以内	2年
老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法に定める措置の適正な実施を図るため調査、審議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係行政機関の職員 3 市の職員	7人以内	2年
木更津市介護保険運営協議会	木更津市老人保健福祉計画及び木更津市介護保険事業計画の見直し並びに介護保険サービス等の管理、評価及び苦情処理等に関する重要事項を調査、協議すること。	会長 副会長 委員	1 市議会議員 2 医師 3 弁護士 4 被保険者の代表 5 市政協力員の代表 6 介護保険サービス提供事業者の代表 7 その他介護保険の推進のため必要と認められる者	20人以内	2年
木更津市農業振興地域整備	農業振興地域整備計画の策定及び変更並びに	会長 副会長	1 市議会議員 2 農業委員	25人以内	2年

促進協議会	整備計画に基づく事業の推進に関する重要事項を審議し、必要な事項を市長に答申又は建議すること。	委員	3 農業関係団体等の役職員		
指定管理者候補者選定委員会	公の施設を管理する指定管理者の候補者を選定するため調査、審議すること	会長 副会長 委員	1 市民の代表 2 学識経験者 3 市の職員	9人以内	3年
木更津市地域福祉推進委員会	木更津市地域福祉計画の策定及び推進について審議し、必要な事項を市長に答申又は建議すること	委員長 副委員長 委員	1 市議会議員 2 学識経験者 3 公募 4 市政協力員 5 福祉関係団体の代表 6 関係行政機関の職員 7 市の職員 8 その他地域福祉の推進のため必要と認められる者	20人以内	2年
木更津市障害福祉計画策定委員会	木更津市障害福祉計画の策定及び木更津市障害者対策長期計画の見直しについて審議し、必要な事項を市長に答申	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 福祉関係団体を代表する者 3 市の職員	12人以内	1年

	又は建議すること。				
木更津市地域 包括支援セン ター運営協議 会	木更津市地域包括支援 センターの設置、運営、 評価等に係る必要な事 項の審議及び指定介護 予防支援事業所の指定 に関すること	会長 副会長 委員	1 介護保険の サービスに関 する事業者の 代表 2 介護保険の サービスに関 する関係団体 の代表 3 公募 4 地域におけ る権利擁護事 業を行う関係 者の代表 5 相談事業を 担う関係者の 代表	7人以内	2年
木更津市子ど も・子育て会議	子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) 第77条第1項各号に掲 げる事務及び木更津市 次世代育成支援行動計 画の策定及び推進に関 する事項について調査 し、及び審議し、必要な 事項を市長に答申し、又 は建議すること。	会長 副会長 委員	1 子どもの保 護者 2 子ども・子育 て支援に関す る事業に従事 する者 3 学識経験者 4 関係団体を 代表する者 5 公募	18人以内	2年
木更津市立保 育園民営化事	民営化する木更津市立 保育園の事業者を選定	委員長 副委員長	1 学識経験者 2 民営化する	15人以内	2年

業者選定委員会	するため調査、審議すること。	委員	保育園の園児の保護者の代表 3 市の職員		
木更津市民会館整備検討委員会	木更津市民会館の整備について調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者 3 市の職員	10人以内	2年
木更津市庁舎整備検討委員会	本市の庁舎整備基本構想及び基本計画の見直しについて調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者 3 公募	10人以内	2年
木更津市あけぼの園民営化事業者選定委員会	民営化する木更津市あけぼの園の事業者の選定について調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 木更津市あけぼの園の利用者の保護者等を代表する者 3 市の職員	10人以内	1年
木更津市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会	公募対象公園施設の設置等予定者の選定について調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者 3 市の職員	7人以内	2年